

光波標識用機器性能基準

許可標識のうち、光波標識用機器については、その品質及び信頼性を保つため、別記2「光波標識用機器の性能に関する試験方法」により、次の項目ごとの基準に適合したものでなければならない。

1 灯質

入力電圧が定格値、定格値の+20%及び-15%の場合、それぞれ灯質周期、明(通電)時間及び暗(無通電)時間のそれぞれの誤差が、規定値の5%以下であること。

2 光度波形

最大光度の50%以上の光度を有する時間が、通電時間の70%以上であること。

3 日光弁装置

点灯及び消灯の動作を行うとき、天空照度 300 ± 50 ルックスで点灯動作を行い、消灯動作を行う照度とのヒステリヤ幅が30ルックス以上であること。

4 電球交換装置

定格入力電圧及び定格入力電圧 $\pm 15\%$ において引加した場合、電球断芯状態でそれぞれ3回動作確認を行い、各回とも確実に交換動作が行われること。

5 円筒不動レンズの光軸配光特性

レンズ格子等で遮光されない8方向における水平方向光度のうち、最低光度は平均光度の75%以上であること。

垂直発散角は、測定された光度のうち、最低光度及び最高光度の2箇所の平均測定値がピク光度の10%以上の箇所で測定された角度が3度以上であること。

6 防水性

屋外で使用する灯器又は構成する部品は、使用場所毎にJIS規定の防水試験方法により、次の性能を有すること。

- (1) 防水種類 耐水形 保護等級6
- (2) 防水種類 防浸形 保護等級7

7 耐候性

機器は、次の温度及び湿度において、点消灯、電球交換及び灯質、その他の機能に異常なく動作すること。

- (1) 温度 -20 ~ +55

8 耐振性

振動については、JIS規定の試験方法により、点消灯、電球交換、灯質、その他の機能等の異状並びにボルトナット類の緩みがないこと。

9 絶縁抵抗

灯器の正規使用状態において、導電端子と筐体間の絶縁抵抗が10M以上であること。

10 絶縁耐圧

灯器の正規使用状態において、導電端子と筐体間に実効値 $1,000V \pm 2E$ (100Hz 以下の正弦波又は直流)の電圧を1分間印加し、何ら異状のないこと。(ただし、Eは使用電圧であり、また筐体接地としているコンデンサ、サ-ジアブゾ-バ等は開放して実施すること。)